

平成25年10月から

65歳以上の
年金受給者で
住民税を
納めている方に
お知らせです



住民税の年金からの引き落とし (特別徴収制度)が始まります！

現在、年金を受給し、住民税を納税する義務のある方には、年4回、役場や金融機関などで住民税を納めていただいておりますが、特別徴収制度の導入により、各年金保険者が支給する年金からあらかじめ住民税を引き落とし、町へ直接納入することになります。

住民税の年金からの特別徴収は、平成21年10月から全国の市町村で開始されています。本町では、新しい行政システムの導入を控えていたため開始を先送りしてきましたが、同システムの準備が整ったため、特別徴収制度を開始することになりました。

特別徴収制度は納税方法を簡素化するための変更であり、制度により新たな税負担が生じるものではありませんので、ご理解をお願いします。



Q 特別徴収の対象となるのは、どういう人ですか？

A 4月1日現在で65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務のある方です。次の方は対象となりません。

- 介護保険料が年金から引き落とされていない方
- 引き落とされる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える方
- 年金給付の年額が18万円未満の方
- 公的年金などにかかる所得に対する税額が生じない方

Q 住民税引き落としの対象となる年金は？

A 老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などです。障害年金や遺族年金など、非課税の年金からは住民税の引き落としは行われません。

Q 年金から引き落としをされる住民税額は？

A 引き落としをされるのは、年金所得の金額から計算した住民税のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただきます。

Q 年金からの引き落としが中止となる場合は？

A 年金からの住民税引き落とし開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役場や金融機関などで納める方法)により納めていただくことになります。

具体的にどのように引き落とされるかは、広報てしかが6月号で詳しく説明します。

問い合わせ先/役場税務課課税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

今月は町税滞納整理強調月間です もう一度納税通知書をお確かめください 町税・使用料などの完納を！

長期にわたる滞納 誠意のない滞納者には 給料、預貯金、不動産など差し押さえの滞納処分を実施

納入はお済みですか
平成24年度分の町・道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納入はお済みですか。納税通知書をお確かめの上、未納の場合は5月末までに必ず納めてください。

今回も厳しい納入率は、平成25年3月末現在の納入状況は、町税、国民健康保険税とも大変厳しい状況となっております。税金や使用料などの完納について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

納税相談のご利用を
滞納のある場合は、1日も早く解消するため、納税相談にお越しください。

確かな町づくりのため
「納税」は、国民として住民としての大切な義務です。税金を完納して、確かな町づくりをすすめてみましょう。

納税は便利な口座振替で

平成25年度の町税・使用料などの納付書が発行されます

口座振替とは

町税・国民健康保険税・使用料などが、あなたの預貯金口座から自動的に納入される方法です。口座振替には次のような利点があります。

- ▼ 納入のために、わざわざお出かけになる必要がありません。
- ▼ うっかり納入期限を忘れてしまうことがなくなります。
- ▼ いつの間にか滞納となり、納入に苦心することもなくなります。

口座振替できるもの

町・道民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、住宅使用料(公住)、保育料、介護保険料、水道使用料、下水道使用料などです。

取り扱う金融機関

釧路信用金庫本・支店、北洋銀行本・支店、摩周湖農業協同組合、ゆうちょ銀行です。

申し込み手続き

取扱金融機関または役場税務課、川湯支所で、預金通帳使用の印鑑を持参し、手続きをしてください。※ゆうちょ銀行については、各郵便局窓口での手続きとなります。

**あ 忘れていませんか？
軽自動車税**

軽自動車税の納期限は4月30日(火)です。お忘れの方は、早急に納めていただくをお願いします。



問い合わせ先/役場税務課納税係

☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通) または ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1 (内線 2 2 4 ・ 2 2 5 ・ 2 2 6)